令和3年度第1回埼玉県森林審議会

議事録

開催日 令和3年11月30日(火) 会 場 埼玉会館4A会議室

1 審議会の開催日時及び場所

(1)日 時

令和3年11月30日(火)13:30~15:00

(2)場 所

埼玉会館4A会議室

2 議事

諮問事項 「埼玉地域森林計画変更計画案について」

3 審議会委員の出欠

(1) 出席委員(8名)

井原 愛子

落合 博貴

亀﨑 美苗

設楽 幸裕

島田 陽子

大門 龍博

藤野 珠枝

茂木 もも子

(2) 欠席委員(7名)

伊藤 武徳

梅田 修一

大河原 章吉

大澤 タキ江

曽根 知華美

野口 実

吉田 信解

4 審議会の経過

(1) 事務局が開会を宣言(13:30)

(2) 森林審議会会長あいさつ

落合博貴会長あいさつ

(3)農林部長あいさつ

強瀬道男農林部長あいさつ

(4) 審議会成立の報告

委員8名が出席し委員総数15名の過半数に達したため、埼玉県森林審議会 規則第3条第2項に基づき、事務局が審議会の成立を報告。

(5) 議長選出

埼玉県森林審議会規則第3条第1項に基づき、落合会長が議長となる。

(6) 議事録署名人の指名

落合議長が、亀﨑委員と大門委員を議事録署名人に指名し、承認された。

(7) 傍聴者確認

傍聴者なし。

(8)議事

諮問事項「埼玉地域森林計画変更計画案について」

(資料1「埼玉地域森林計画変更計画案」について事務局の森田主幹から 説明。)

(9)審議概要

・諮問事項に対する答申の内容

審議の結果、諮問事項「埼玉地域森林計画変更計画案について」は、「適当」の 答申を得た。

(**10**) 議事録 以下議事内容

<諮問事項「埼玉地域森林計画変更計画案について」森田主幹から諮問事項について説明>

○落合議長

ただいま御説明いただいた通りですが、本年の6月、閣議決定によって森林・林業基本 計画の中で適正な伐採と更新の確保ということで、それに係る部分の見直しということで ございました。

昔であれば、伐採後、皆伐後の再造林というのは常識というか基本だったわけですが、 昨今の情勢によって必ずしもうまくいってない、或いはシカの問題もありますので、再造 林してもなかなかうまくいかない、といろいろ問題が出てきてございます。

併せて、その諸々の関係でうまくできない場合には土砂が出てきてしまうとか、そういうことに対する変更だと思っておりますが、ただ今御説明いただきました件に関しまして、委員の皆様御意見御質問等ございましたらば、挙手をしてお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○設楽委員

先ほどのお話の中で、現在造林未済地が4~クタールあるということでしたが、原因は 何か把握していますか。

それと集材路が原因で山崩れが起こったような事例は把握していますか。

○森田主幹

まず、4へクタールの造林未済地の発生の原因というのを把握しているかということですが、残念ながら個別具体的には把握しておりません。統計で数値的には把握しています。

その現場の個別の事情でどういう原因があったのかというのは聞いておりませんが、一般的な話として、直近ではちょっと材価が上がってきてはおりますが、伐採後、その収益を持って次の造林をするというのがなかなか難しい状況にあるということは、やはり大きな原因ではないかと考えております。

それから、集材路を起因とした土砂崩れということですが。

○大澤主幹

今年の夏、林野庁から近年そういった事例はあるかという調査がございまして、地域機関を通して林業事業体の調査を行った結果、当県においてはここ数年そういった事例はないということを確認して、林野庁に回答したところでございます。

○設楽委員

今ちょっと、地域森林計画の中にはありませんが、市町村森林整備計画の中で区分されてある、木材等生産機能維持増進森林というのがありますよね。

これは全市町村でどのぐらいの面積があるのか把握していますか。要するに循環利用できるような位置付けの森林なんでしょう。

○森田主幹

そうです。

○設楽委員

そうですよね。やはりその中で、特に重要なものをまた区分するとありますが、これは、県は市町村を指導する立場にありますよね。

○森田主幹

はい。

○設楽委員

地域森林計画の中で謳っていないので、数字として入れていませんが、どのぐらいだと 考えていますか。前回の審議会の時に、県は4万ヘクタールを100年で回す(循環させる) というお話をしました。それとの整合性というのがあるべきだと私は思います。

将来的にすぐ4万へクタールにするんだということではなく、整合性を図っていくとい うことは大事なことだと思うので、そういうのを考えながら市町村を指導していかれると よいかと思います。

○森田主幹

木材等生産機能維持増進森林のほうですが、総数としては全県で6万9,082へクタール、約7万へクタールとなっております。

○設楽委員

県内の人工林面積が5万7,000~クタールですよね。それより(木材等生産機能維持増進森林のほうが)多いですが、それはおかしいですよね。よく辻褄が合うようにしておいたほうがよいと思います。

○森田主幹

確認をしたいと思います。申し訳ございません。

○佐野課長

前回私の方からお伝えした、4万ヘクタールの循環利用ということは、基本計画、或いは5ヵ年計画を県で作成しておりますので、そういったものと当然整合が取れるようにしていきたいと思います。

○落合議長

他に御意見御質問等ございませんでしょうか。私からですが、先ほどの7ページの資料の図のカメラルタキセ式ですが、この見方について簡単に御説明ください。

○森田主幹

カメラルタキセ式の考え方を簡単に御説明すると、基本的に森林の維持、持続的に伐採 を継続していくためには、成長量よりも伐採量が上回っている状態が続けば、当然森林は 枯渇してしまいますので、再造林が確実に行われるという前提の状態で成り立ちます。

昨今、先ほど少し申し上げましたが、全国的に見てその再造林率が低位であるという状

況の中で、成長量だけを目安にして伐採を進めていくと、当然その次世代の森林が育っていってないわけですから、いずれ枯渇してしまいます。

今回その再造林率を管理して、最大の再造林率に応じた持続的伐採可能量を計算して、 これを地域森林計画の中で参考値として明示することによって、持続的な状態を継続して いこうという考え方になります。

考え方としては、まず維持すべき蓄積というのを定めて、基本的には標準伐期齢以下のものは伐らないという原則があって、森林全体の成長量をベースにしてさらにその維持すべき蓄積よりも多い蓄積について、これを標準伐期齢の年数で割って乗せた上で、さらに再造林率を掛けて、上限の目安にするということになります。

これによって、このあたりであれば、仮に継続的に伐採したとして、さらに想定通りの 再造林率で、再造林が実施されれば、森林資源は一定量が維持されるというような考え方 になります。

○落合議長

これは再造林をしないと、伐採量に制限が加わるということでしょうか。

○森田主幹

このカメラルタキセ式の考え方に基づくと、再造林率が上がれば、当然伐採可能量も上がりますし、再造林率が下がっていけば、その上限値も下がってくるということです。ただ、この再造林率で示したその数値以上に継続的に伐採が進まなければ、全体としての森林資源は維持されるという考えです。

○落合会長

それから、伐採及び伐採後の造林の届出の運用見直しということで、これは今までの届 出に比べると、枚数が増えてしまいますが、これによってしっかりとした再造林までの実 現を図るということになるんでしょうか。

これまでは伐採及び伐採後の造林の届出書を提出する際には、基本的には伐採者の計画が優先されるような状況が見受けられました。その場合、伐採後の造林が計画書に記載された内容通りにいかないケースが相当数あるということで、今後は伐採する者と、それからその後に造林をする者と、それぞれがそれぞれの計画をちゃんと様式に記載する、自分で書くということをさせて、責任を持たせるというような考え方です。

さらに、伐採後、今までは状況報告書というのを最終的な造林が終わった後に出すという制度でしたが、今後はその伐採が終わった段階でも状況報告書を提出させます。なおかっ、その伐採状況報告書を提出する際には、その後の造林を行う者がその現地の確認をした上で伐採状況報告書を提出することとなります。

伐採する者は、現地を確認した後、自分が造林をするわけですが、造林が終了した後、 また造林状況報告書を提出するという手順になります。手間は増えますが、これにより先 ほど申し上げたように、低い再造林率を少しでも、高めていきたいという考えです。

○落合議長

例えば林地開発許可をする前に、伐採届を出さずに先に伐採してから届出を出して、 色々な開発がスタートしているような件も聞いております。こういう形になると、指導す る側としては、かなり手間になるのではないかと思います。しかし、ちゃんとした指導を するためにも、こういった届出というのが致し方ないのかなと思います。

そのほか御意見ございましたらお願いします。

○島田委員

今の届出の運用、ということで少し関連していることですが、市有林や県有林の他に個人で森林を所有する方たちも同じように届出を出すということでしょうか。またその方たちに周知するには、どのような形でお知らせしているのか教えていただきたいと思います。

当然個人が所有する森林についても、この今御審議いただいてる地域森林計画という計画の中に記載されている、対象とされている森林では今のような手続きが必要になります。

そういうことで、森林を所有している方には、基本的には各自治体のほうから森林法についての届出制度については、周知をお願いしております。

当然県のほうでも、それこそホームページに掲載するとか、あとは森林組合等を通じて 周知を図るとか、という形で周知しております。もちろんその森林組合に加入されてるよ うな方であれば、こういう制度は多分御存知だと思います。

その辺、最近は町場に住んでいる方で山を持っている方もいますので、どのように伝えるかについてはちょっと検討していきたいと思います。

○藤野委員

今のことに関連してですが、伐採をする場合は再造林の届けがないと伐採できないということでよろしいんでしょうか。また、その場合に造林をする方というのは、ケースバイケースなのでしょうか。

つまり、山の所有者等がそこの木を伐採することを、立木を買って伐採してそれで収益 上げることを、権利を得た人がやることもあるのでしょうか。

○森田主幹

まず伐採と伐採後の造林の届出についてですが、木を伐採する場合は、二つ考え方があって、その木を伐って材として利用する、販売した後に森林に戻す場合と、木を伐った後に、そこの土地を森林以外の用に使用するために伐採することがあります。伐採と伐採後の造林の届出が必要になるのは、その次にまた森林として使用する場合になります。

造林する人については、当然個人、自分でやる方もいらっしゃれば、専門の、例えば森 林組合さんですとか、林業事業体の方にお願いをする場合もありますので、それは本当に ケースバイケースになるかと思います。

○藤野委員

つまり、その後また森林として使う場合には、造林計画書がないと伐採ができないとい うことでよろしいんでしょうか。

それと、次の造林をする人はケースバイケースとのことですが、伐採をする段階では伐採する人ははっきりしていますよね。つまり、その伐採と造林の計画は、この今回セットで出すということなので、造林する人が明らかでない場合は伐採もできないという理解でよろしいでしょうか。

○森田主幹

伐採して、その後また森林に戻すという場合は、基本的にはその伐採後に、造林をする 計画をちゃんと用意してくださいというのがまず趣旨でございます。

ただ、その前の事情によって、伐採後すぐに造林ができないことは考えられますので、 その伐採が完了するまでの期間としては、2年程度はこの制度の中で猶予を持たせてあります。一応2年間のうちに植栽をしますという計画を立てていただく必要はございます。 ただ、その2年間のうちに、どうしても変更する場合は致し方ないと考えています。

○藤野委員

今のお話だと、2年間という猶予があるので、伐る段階では造林の計画がなくても、伐 採ができるということですね。

○森田主幹

一応、計画通りでなくても、結果的には良いわけですが、こういう形で伐採した後の場所については植栽を予定しております、という計画は作っていただくことになります。

○藤野委員

わかりました。ありがとうございます。

あともう1点ですが、18ページに天然更新計画箇所の対応のところに、皆伐予定地(少なくとも5ヘクタール以上)とありますが、この場合は5ヘクタール以下だといらないとい

うことですよね。私は5へクタールって結構な面積だと思いますが、いかがでしょうか。 また、先ほどの伐採と造林の計画のほうも、伐採する面積の規定があるんでしょうか。

○森田主幹

伐採後の森林に戻すという場合は、少なくとも5へクタール以上と書いておりますので、5へクタール未満については、伐採、天然更新の計画であっても、市町村が特にそれを植栽に変更してもらうよう、指導はしなくてもいいということになります。

また森林に戻す際の伐採の面積要件として、基本的には20~クタールまでは、次にまた 植栽をしますという前提であれば、20~クタールまでは伐採ができます。

○藤野委員

後のほうの回答で、次の植栽が確約されていれば20~クタールまでは伐採できるということでしたが、下限はありますか。1~クタールなら出さなくてもいいとか。2~クタールなら出さなくてもいいとか。

○森田主幹

地域森林計画の対象となっている森林を伐採する際に、厳密なことを言うと、1本でも 伐採する場合は、伐採の届出が必要です。実際には1本2本伐る際には、伐採届の提出を求 めることは多分ありませんが、少なくとも面積として、通常0.1へクタール単位で森林管 理しているので、その程度の面積を伐採する場合には、伐採届の提出を求めている状況で す。

○藤野委員

わかりました。

今回の審議ではなく、来年の話かもしれませんが、今いただいたこの天然更新の場合の少なくとも5へクタール以上とか、山に戻す場合の上限が20へクタールとか、この数字自身は森林審議会で変えていくことはできますか。

変えることは、可能は可能です。

こちらで審議した上で、埼玉県の場合は、20ヘクタールは広すぎるのでもっと小さい数字にしましょう、というようなことを審議することは可能だと思います。

○茂木委員

資料1のスライド15と16の別表にあるように、結構ゾーニングの気質が強いほうなのかなという中で、効率的な施業が可能な森林の区域というのは、どのように判断というか、検討されているのか教えていただきたいです。

○森田主幹

この特に効率的な施業が可能な森林の区域については資料14ページのようなイメージを 検討しております。

林地生産力、傾斜等の自然条件とか、施業を行うにあたっての林道とか、作業道もしく は集落からの距離といった、社会条件的なものを検討し、特に有利だというエリアについ て、この地域性を市町村森林整備計画の中で示すという形です。

○茂木委員

区域を指定する主体はどこになりますか。

○森田主幹

区域自体は、市町村森林整備計画の中で、ここの地域をこの(特に効率的な施業が可能な森林の区域)地域に指定します、と設定していただくことになるので、この場合は市町村になります。

○茂木委員

状況に応じて市町村のほうで区域が設定されるということですか。

そうですね。その地域、当然所有者も含めて、関係者の合意を受けた上で、指定する形 になります。

○世良主任

1点補足をしてよろしいですか。

具体的な区域の設定に関しましては、ここに書いておりますように、傾斜等を勘案して、区域設定を自動でできるようなプログラムを、国の方で今開発中ですので、来年度それを配布予定と聞いております。

○森田主幹

そのプログラムで、多分条件的にここは候補として指定が可能なエリアですよ、という のが抽出できるソフトだと考えております。

○茂木委員

この区域が設定されたことによって、この区域で何か特段の制限がかかるとそういうわけではなく、単純にこのエリアが区域として、木材生産力が高い区域であるということで、伐採を比較的中心に行っていくだろうというエリアを示しているという認識でしょうか。

○森田主幹

この地域に指定された場合、林地として将来にわたって維持していくため、伐採後の植 栽等が少し厳しく求められることになります。多分制限がきつくはないとは思いますが。 当然それの代償措置として、各種補助事業等の利用が優遇されるようなことが考えられる と思います。

○茂木委員

ありがとうございます。

○落合議長

ちょっと追加で伺いますが、特に効率的な施業が可能な森林の区域ですが、その選定や 根拠がなかなか難しいですよね。

○森田主幹

はい。それをまず、もう少し楽にするため、先ほど世良のほうから補足がありましたが、林野庁で、そういう条件を自動的に抽出して、このエリアが林業をするのに比較的適してますよというのが抽出されるプログラムを今開発しているとのことでした。

○落合議長

例えば、森林が言ってしまえばよく育つ地域ですよね。だから効率的な施業が可能ということですが。そのためには森林が健全に生育する条件を十分把握した上でやらないといけません。

例えば、地盤が動いてるようなところで設定してしまうと、後々色々な問題が出てきます。最近だとレーザーで詳細な地形図ができるようになりましたので、それなりのコストはかかりますが、そういった調査をちゃんとして、崩壊などの可能性があるようなところは避けるようなところまで、プログラムに含まれているのでしょうか。

○森田主幹

おそらく実際に指定する際には、災害の発生の危険度など、そういったことも考慮した 上で指定することになります。

○落合議長

私もちゃんとは聞いた話ではないですが、国有林のほうでは、先ほどちょっと出ましたが、路網作設によって土砂が流出したとか、或いは地滑り的なものがあって、地盤が変動しているところで木が傾いたとか、そういうこともあるので、レーザーの地形図を利用して、あらかじめそういう影響を受けたりしないよう、十分把握してやりたいというような

話が出ていると聞いておりますが。それなりにコストを伴うし、そのコストに見合っただけの財政作用がなかなか難しいところがあると思います。

○森田主幹

我々も林野庁が今開発しているプログラムがどんなものかと、ちょっと期待をしなが ら、待っている状況です。

○井原委員

今回国の計画をもとに、色々変更を加えていると思います。崩壊箇所のなかで集材路の場所が増えているとか、天然更新や人工造林計画がうまくいっていないという全国的な統計の資料や、調査をしている5件の資料があります。これは、例えば来年度以降より具体的な計画に落とし込む際は、埼玉県内の状況も踏まえた上で、そういった根拠資料もいただける予定なのかどうかちょっと知りたいです。

○森田主幹

はい。来年度、地域森林計画を大幅に見直す予定になっております。その過程で各種データの確定作業というのが行われます。その際に得られた情報については、この森林審議会委員の皆様にも、御提供できるようにしたいと考えております。

その中で今おっしゃられたようなデータが可能な限り含まれるように、我々も努力していきたいと考えております。

○井原委員

集材路等の崩壊がちょっと自分の身近なところでもたくさん見ているので、そこの部分 はとても気になっています。

あと、人工造林の計画において、どういった樹種を植えていくかというなかで、今回成長に優れた苗木や、花粉症対策のスギなどがあったと思いますが、鳥獣被害にも強い苗木みたいなものがあってもいいのかなと思いました。

獣害対策については、埼玉だけではなく、日本各地で問題になっております。

獣害に強い樹種という話も、若干聞いたことがありますが、なかなか今の造林樹種の中で、単純に獣害を受けにくいという樹種は残念ながら見当たりません。

物理的な柵や、単木の保護資材といったものを活用しつつ、鳥獣行政サイドの協力も必要になりますが、シカ個体群そのものの数の制限、調整というのも併せて行って、何とか対応していきたいと考えております。

○島田委員

伐採をした後に、例えば植栽でなくて、太陽光発電等を行う場合がありますが、そうい うところの許可をどのようにしているのかということを教えてください。

それから森林管理道も住民が使う場合があります。大雨などで、災害で避難する場合があると思います。そういう時にいつでも使えるように整備をしていただきたいということです。一つは要望ですが。

○森田主幹

まず、最初のソーラー等で、森林を伐採した後の森林でなく活用するというのは、林地 開発という形になるかと思います。

1~クタール以下においては、先ほどの伐採届を出していただいて、そのあと林地じゃない形でソーラーだとか、その他の用途に使う場合は、市町村が窓口になって、届出を出していただいた後は、基本的には森林法では特に制限はかからなくなってしまいます。

1~クタールを超える場合には、林地開発という対象になりまして、これはその計画について、森林法の中で必要な基準が定められておりますので、その基準に合致した計画になっているかどうか、県のほうでちゃんと内容を確認して、確認できたものについては許可をして、なおかつその計画通りに施工されるように管理していきます。

あと、森林管理道のお話ですが、一昨年の台風19号の被害で、いまだに県内では森林管理道が通行できない箇所が数ヶ所ございます。これらについては、早急な復旧に向けて関係者も取り組んでおりますので、何とか御容赦いただければと思います。

○島田委員

太陽光発電をするにあたっては景観を損ないますし、道路にも影響を与えますし、土砂崩れとか崩壊したりする可能性もあります。できれば、本当だったら許可していただかないほうがいいかなと感じているのですが。

○森田主幹

林地開発制度でどういう状況では開発できない、とはなかなか言いづらく、あくまでも 森林法の中で、森林を森林ではなくする場合には、こういう基準で施設を整えなさいとい う基準がありますので、それを満たしたものに関しては、森林法においては許可せざるを えないという状況でございます。

住民の方から、ここに作って欲しくないという声もよくいただきますが、森林法では対応に限界があり、その代わり、少なくとも災害が起きないような形で設置させるということは努めております。

あとは景観等に関しては、地元で場合によっては条例等を整備していただいて、そちらで管理をしていただくという必要があります。森林法では限界があるというところを御理解いただければと思います。

○落合議長

ありがとうございました。

今ソーラーの話が出ましたが、ソーラー設置に伴って、山を切って設置するような場合、どうしても切った土砂の処理が大きな問題になります。今の状況ですと、そう簡単に運び出して、置かせてもらえるような場所がただであるわけでもないので、仕方なく、山を切ってそれを手近なところに埋めて、盛土にしてしまいましょうというようなことが起きてしまいがちです。

それが極端に進んだ例があの(熱海の)土石流なわけですけれども。私、あれを見ていて、まず、森林がなくなることの影響の大きさを、普通の方もそうだと思いますが、皆さんよくご存じではないと思います。それに基づいて行政当局が、これだけ状況が変わりま

すよということが、もしかすると必ずしも指導できていないのではないかという気がします。

あと盛土についても、土木の関係者であれば、盛土がいかに難しいか、排水をちゃんと しないと地下水が上がって崩れて大変なことになるとか、排水についても、継続的に機能 を維持させるのが大変だとかですね。

だから、結局、一番最初のとっかかりというところが、林地開発許可であり、伐採届で すから、最初がやっぱり私は肝心だという気がします。

それまで森林だった部分が、その将来的なところまで開発されるか分からないところも 責任を持てというわけではないんですけれども、やっぱり入口のところでちゃんと良し悪 しについて、ある程度考えて進めないといけないと。

その本当に極端な例があの(熱海の)事故だったわけで、今ちょっと冒頭申し上げましたが、そういったつもりで、行政の皆さん大変だと思うんですけれども、指導で、しかも指導しかできないというあたりが大変難しいところだと思いますが、そのあたりについては、県の皆様にやっぱり頑張っていただきたいという思いを強くしている次第ですが、その辺ぜひよろしくお願いします。

他にご意見等ございませんでしょうか。

○大門委員

質問ではなく、意見を一つだけ述べさせていただきたいと思います。届出の変更ですとか、それから規制のかかる区域の設定とかですね。現地で生業にされている事業者の方には、ちょっと負担がかかるような改正が今回見受けられると思っております。

お願いですが、なるべくその辺は先ほども他の委員の方からもありましたが、告知です とか、あと場合によっては補助事業の拡充ですとか、事業者様の負担がなるべくかからな いような形で、改正が良い方向に進むような形で、行政の皆様には今後進めていただけた らと思います。

○落合議長

ほかに御意見ございますか。

○藤野委員

私も落合議長がおっしゃってくださったような、先々のことを考えることがとても大事だと思っています。

今の森林を伐採して起きる被害ということと同時に、今後どんな形で木材が使われていくかということを見据えて植林をしていくべきだと思います。木は急に育ちませんから、その計画も必要だと思います。

これは次年度審議する内容になると思いますが、埼玉県は首都圏に含まれ非常に住宅も 多いところで、木材が将来的になくなるようなことがないように、つまりこの森林の少子 高齢化のグラフが盛り返さないと本当はいけないんだと思います。

県の方向としては植林が減っていっていて、それがあるところで維持されれば、ぐらいの認識だと思いますが、それはあまり将来の需要を見越していないように私は思っています。

そのあたり、埼玉県の立地や林業のことを考えて、植林の計画をしっかりして、その需要を見据えた、木材利用の需要を見据えた植林の計画をしっかり立てていただきたいと要望いたします。以上です。

○落合議長

はい、ありがとうございました。

他に御意見御質問ございませんでしょうか。

○茂木委員

一点目が、冒頭からお話が出ている天然更新の話ですが、天然更新を計画した届出は実際どのくらいあるのか知りたいです。

もう一点が、全国森林計画がある中で、埼玉県では天然更新というのをどのように位置 付けられているのかというのをお聞かせいただきたいです。

そして、計画への刷り込みに入るのか分かりませんが、都市林に関しても計画はされるのでしょうか。3点目は、本当に単純な質問というところなのですが。

まず天然更新を計画した伐採という事例があるかどうかですが、埼玉県内でも、しいたけ等のきのこの生産者が秩父地域中心にまだいらっしゃいます。そういった方々は定期的に雑木林を伐採して更新するということをやっていらっしゃいます。量的なところに関しては、今すぐお答えできませんが、一定量は毎年伐採されております。

それから、位置付けはそういったしいたけ生産業者さんを中心に、一定量がそういう更新をされていますので、地域森林計画や市町村森林整備計画のなかで対象としては考えていて、一応計画の中にも天然更新という項目で位置付けをしております。

都市地域についてということですが、いわゆる平地林に関しては、所有者さんの御都合もあって、なるべく維持していただきたいとお願いをしているような状況で、それでもジリジリと減少しているという状況です。

さらに平地林に関しては昨今かなり齢級が上がって大径木化しているところもあります。直近ではナラ枯れ被害も県内で発生してしまっており、そちらの対策も含めて平地林の維持管理、というのをこれからどうしていくか考えていく必要があるとは思います。しかし、現状ではその平地林をどう維持していくのかというのは、もう御存知かと思いますが、非常に難しい状況です。

○落合議長

他にございますか。

○島田委員

高齢化に伴い、所有者がわからない山があります。今、よその県では問題になっているかもしれませんが、日本国籍でない方が購入した場合に何かをされてしまう場合があると思います。県ではどのような対処をされていますか。

○森田主幹

埼玉県においては水源地域保全条例というのがございまして、こちらの中で水源地域の

森林の取引があった場合は、一応その届出を出していただくという形になっております。 その中で、委員ご心配の、要するに外国の方の購入を、一応把握するような方向でやっております。現状では、最近の取引の中で明確に外国籍の方の取得というのはありません。

○島田委員

もしあった場合はどうしますか。

○森田主幹

残念ながら日本では不動産売買で国籍というのは特に条件になっておりません。それに 関して、県から購入の制限などはできないという状況です。ただ、少なくともそういう事 実が発生したかどうかの把握だけはできる体制になっております。

○落合議長

他に御質問、御意見いかがでございましょうか。

○茂木委員

先ほどしいたけ栽培が天然更新で行われるというお話でしたが、20ページのところで、 高木性の広葉樹林を市町村森林整備計画で定めるということですが、ぼう芽更新も考えら れると思いますがいかがでしょうか。

○森田主幹

こちらはあくまで針葉樹人工林を伐採して、そこを天然更新するという場合ですので、 現況が広葉樹ではない場合です。

○茂木委員

失礼しました。ありがとうございます。

○落合議長

大分いろいろな御意見御質問いただいたかと思います。もしその他の意見等ないようで したら、終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。

そうしましたら、この諮問事項につきましては、概ね妥当であると思われるということですので、埼玉地域森林計画変更計画書の案につきましては、これを適当と認める旨の答申を行いたいと存じますがよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○落合議長

はい、ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思います。

それでは以上をもちまして、本日の審議を終了したいと思います。長時間にわたりまして御審議いただきまして、ありがとうございました。

これで議長の職を解かせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○吉田副課長

落合会長ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第1回埼玉県森林審議会を閉会させていただきます。 本日はどうもありがとうございました。